

申告手続などには
**マイナンバーの
記載+本人確認**
(番号および身元の
確認)書類の掲示または
写しの添付が必要です

所得税の確定申告
e-Taxならこんなにいいこと
(自宅のパソコンからでもOK)
1 添付書類の提出省略
2 還付金がスピーディー
3 24時間受付
(1月15日(月)～3月15日(木))
http://www.e-tax.nta.go.jp

**住宅借入金等特別控除
説明会の持ち物**
▶電卓 ▶申告者本人名義の口座
番号が分かる物 ▶黒ボール
ペン ▶印鑑(朱肉を使う物)
▶住所に変更がない人は、入居
年月日が分かる書類(電気料や
水道料などの領収書) ▶平成
30年1月以降発行の家屋の登記
事項証明書 ▶金融機関などか
らの住宅取得資金に係る借入金
の年末残高等証明書 ▶源泉徴
収票(給与または公的年金など
の収入がある人) ▶敷地の登
記事項証明書(住宅ローンに敷
地分も含まれている人) ▶建
築工事の請負契約書または売買
契約書の写し ▶敷地の売買契
約書の写し(住宅ローンに敷地
分も含まれている人) ▶建築
確認済証や検査済証の写しまた
は建築士からの増改築等工事証
明書のいずれか(増改築) ▶
長期優良住宅建築計画の認定通
知書の写し(認定長期優良住宅
の控除を受ける人) ▶住宅用
家屋証明書もしくはその写し、
または認定長期優良住宅建築証
明書(認定長期優良住宅の控除
を受ける人) ▶住宅の新築・
購入、増改築などの際に受領し
た補助金額などが分かる書類
(補助金などがある人) ▶住宅
取得等資金の贈与を受けた場合
は贈与を受けた人の戸籍謄本



**島田税務署の確定申告会場
のお知らせ**
**島田市地域交流センター
歩歩路(ぼぼろ)**
住所: 島田市本通三丁目6番の1
*来場の際は、公共交通機関を利用して
ください。
*島田市地域交流センター歩歩路への問
い合わせは遠慮ください。

昨年、国税庁ホームページ
から申告した人や、市役所で
相談を行い確定申告書を提出
した人には郵送されません。
代わりに、「お知らせはが
き」が郵送されますので、申
告の際には、はがきを持参し
てください。

**税務署から
相談窓口のお知らせ**

▶パソコンやスマホなら「タック
クスアンサー」と検索
▶電話による相談は、島田税務
署 ☎0547③3121へお掛けくだ
さい *自動音声案内により
「1」を選択すると電話相談
センターにつながります。

①営業や農業、不動産、配当
雑収入などの所得がある(給
与所得以外の所得がある)
②給与所得者で勤務先から申
告するよう案内されている
③公的年金などの収入金額が
400万円以下で、公的年
金など以外の所得金額が20
万円以下の人のうち、医療
費や生命保険などの控除を
受ける人

確定申告会場は大変混雑し、
長時間お待ちいただく場合が
あります。
ぜひ、国税庁ホームページ
の「確定申告書等作成コー
ナー」を利用してください。
なお、作成した申告書は印刷
して島田税務署に郵送して
ください。
〒427-8601 島田市
扇町2番の2
https://www.keisan.nta.go.jp

マイナンバー制度の導入に
伴い、申告書にマイナンバー
の記載が必要となります。
マイナンバーが記載された
申告書を受理する際は、本人
確認を行いますので、申告す
る人のマイナンバーカードも
しくは、通知カードと運転免
許証などの身分証明書の写し
が必要です。

所得税の計算をした結果、
確定申告の必要がない人でも、
平成30年1月1日現在で市内
に住所があり、次のいずれか
に該当する人は、市・県民税
の申告が必要です。
前年に市・県民税の申告を
した人には、市税務課から申
告書を郵送します。
④国民健康保険に加入してい
る世帯で所得がない世帯主
受ける人

**確定申告書は国税局から
2月上旬ころ郵送予定**
確定申告書は国税局から
2月上旬ころ郵送予定

**申告書にマイナンバー
の記載が必要**
マイナンバー制度の導入に
伴い、申告書にマイナンバー
の記載が必要となります。

**住宅借入金等特別控除
の説明会を開催**
平成29年中に住宅を新築ま
たは購入、増改築などをして
一定の要件に該当した場合、
住宅借入金等特別控除を受け
ることが出来ます。
説明会では、税務署職員が
個別に必要な書類の確認から申
告書の作成まで指導し、その
場で提出もできます。
ただし、左記の必要書類が
不備の人や左記以外の書類が
必要となる人は、再度、来所
していただく場合があります。
なお、いずれの指定日でも
参加できますが混雑を分散さ
せるため協力をお願いします。

住宅借入金等特別控除の説明会日程

指定日	対象	時間
2月9日(金)	牧之原市	9:00~11:30 13:30~15:30
2月13日(火)	吉田町	
2月14日(水) 15日(木)	島田市 川根本町	

いずれも会場は「歩歩路(ぼぼろ)」

**平成
29年分
確定申告の準備はお早めに**
申告期間は
2月16日(金)から3月15日(木)まで

問い合わせ ▶所得税等申告=島田税務署 ☎0547③3121 ▶市・県民税申告=市役所税務課 田中 ☎③0035
*所得税などに関する一般的な相談は、電話相談センターを利用してください。(自動音声案内「1」を選択)

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、所得税および復興特別所得税のA申告(給与所得など)を中心に
申告相談を行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、できる限り下表の指定された期日に
相談してください。榛原文化センターの会場では、e-Taxによる自主申告ができます。なお、会場には待
合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。
島田税務署の確定申告会場は、島田市地域交流センター歩歩路(ぼぼろ)になります。(5ページ左下図)
申告受付時間 午前8時30分~午後4時
(混雑の状況により、受付人数が多い場合には、時間前に終了する場合があります)
申告相談時間 午前9時~正午、午後1時~当日受け付け終了

期日	会場	市史料館ホール		榛原文化センター3階会議室	
		外部 相談日	指定地区なし	外部 相談日	指定地区なし
2月16日(金)	指定地区なし	税理士	指定地区なし		
19日(月)	指定地区なし	税理士	指定地区なし		
20日(火)	東萩間、牧之原		勝間下、勝間上、切山下、切山中		税理士
21日(水)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		勝田上、勝田下、三栗、朝生		税理士
22日(木)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		坂部第1、坂部第2、坂部第3		税理士
23日(金)	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田		坂部第4、坂部第5、坂部第6		
26日(月)	地頭方		根松、堀の内、時ヶ谷		
27日(火)	片浜		道上、後原、谷の口		
28日(水)	須々木、鬼女新田		牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央		
3月1日(木)	大江、菅ヶ谷		日機装、仁田、道場、追廻、中		
2日(金)	大江、菅ヶ谷		橋柄、新戸、庄内、鹿島		
5日(日)	大沢		東慶林、泉宮住宅、西福田、東福田		
6日(月)	落居、笠名、堀野新田		青池、寄子、橋向、藤沢		
7日(火)	相良、福岡		青池、寄子、橋向、藤沢		
8日(水)	波津、汐見台		1丁目、3丁目、10丁目		
9日(木)	波津、汐見台		6丁目、仲町		
12日(日)	新庄、遠渡		東5丁目、西5丁目、11丁目、12丁目		
13日(月)	新庄、遠渡		2丁目、4丁目		
14日(火)	指定地区なし		指定地区なし		
15日(水)	指定地区なし		指定地区なし		

税理士=税理士による無料相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。
○島田税務署「歩歩路(ぼぼろ)」で申告対象の人 土地や株式の譲渡などがある人、1年目の住宅ローン控除がある人、
消費税の申告をする人、平成28年以前の申告をする人、青色申告の人。
○収支内訳書 事業所得の収支内訳書が完成していない場合は、申告相談できません。(必ず作成してから来場)
○社会保険料控除 公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は年金受給者本
人のみが対象です。
○税理士による無料相談(午前9時30分~正午、午後1時~午後4時) 無料相談の対象者は次のとおりです。
①前年分の所得金額が、300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)
*青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額。
②①の人で消費税の課税事業者である場合には、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人
③給与所得者および年金受給者(ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人は除く)
昨年も確定申告をしている場合は、その確定申告書や収支内訳書の控えなども持参してください。また、マイナンバーの
記載が必要となりますので、申告する人のマイナンバーカードもしくは通知カードと運転免許証などの身分証明書の写し
を持参してください。